

## 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの商号変更に伴う告示改正について

(電気通信事業法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける電気通信事業者(平成20年総務省告示第361号)の改正について)

### 1 告示改正の背景

本年10月1日をもって、「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ」は商号変更を行い、会社名の表記を「株式会社NTTドコモ」とする。これに伴い、以下のとおり告示を改正することとする。

### 2 施行期日等

改正した告示の施行期日は、NTTドコモの商号変更の期日である平成25年10月1日とする。